

逗子市渡邊利三奨学金

令和9年度 受給候補者募集要項

(入学前に受給候補者を募集します)

国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持ち、かつ、経済的理由により大学に就学することが困難な者に対し、奨学金を支給します。

大学入学前に受給候補者を決定し、令和9年4月に大学に入学した者を受給者として正式決定するものです。

受付期間	令和8年8月3日(月)～令和8年9月18日(金)
------	--------------------------

1. 募集人数

奨学金受給候補者 5名

2. 申請資格

令和9年4月時点において、学校教育法に規定する大学（ただし、短期大学及び大学院を除く。以下「大学」という。）に第一学年として入学を希望している者のうち、以下のすべての要件を備えている者

- (1) 令和8年4月1日時点において、逗子市内に引き続き1年以上居住していること。
- (2) 令和9年3月に高等学校を卒業予定、又は卒業しているか卒業程度の認定を受けており、令和8年4月1日時点において、20歳未満（平成18年4月2日～平成21年4月1日に生まれた者）である者。
- (3) 高等学校における第2学年まで（既卒の場合は第3学年まで）の全履修教科の成績が平均3.5以上（小数第2位以下四捨五入。5段階評価でない場合は5段階評価に変換。）であること。
- (4) 同一世帯全員の令和8年度市民税所得割額の合計が150,000円未満であること。
- (5) 就学に耐えうる状態であること。
- (6) 毎年開催する奨学金受給者認定証授与式に原則出席すること。

ただし、(1)以外の要件を備えている者は、次のいずれかに該当し、かつ、その父母等が市内に引き続き1年以上居住しているときは、奨学金の支給を受けることができるものとする。

- ・就学地が遠隔にあるとき。
- ・就学の必要上市外に居住するとき。

※(3)(4)については、Q&Aを参照し、不明な場合は事前にお問合せください。

3. 奨学金の概要

受給候補者のうち、令和9年4月において大学に入学した者を受給者として決定し、次のとおり奨学金を支給します。

- (1) 支給額：年間120万円（月額10万円） ※返済の必要のない、給付型奨学金です。
- (2) 支給期間：学年末までの成績が一定の基準を満たすこと等を継続の条件とし、大学の正規の修業年限を修了するときまで（原則4年。医学部等は6年）とします。
- (3) 支給期間の延長：大学の正規の修業年限を修了後に大学院に進学する者は、毎

年度2名まで最大2年間延長して支給するものとします。

- (4) 支給方法：前期(4月～9月)分を5月に、後期(10月～3月)分を11月にまとめて支給します。(60万円×年2回)

4. 申請手続

(1) 提出書類

奨学金給付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて提出してください。

- ① 在籍する高等学校の第2学年までの成績証明書。既卒の場合は卒業証明書及び3年間の成績証明書。又は高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書

- ② 世帯全員記載の住民票の写し(続柄記載のもの)

- ③ 世帯内で所得のある者全員の、令和8年度課税(非課税)証明書

※申請書は原則、パソコンによる入力とし、署名欄にはそれぞれ本人による直筆とすること。署名及び、やむを得ず手書き作成する場合は、黒又は青の万年筆かボールペンを用いて、字の巧拙にかかわらず、丁寧に記入してください。消せるボールペンは使用しないでください。

※小論文には、正確な文字数をよく確認のうえ末尾に記入してください。1,800字以上2,000字以内の規定から外れる場合には採点しませんので、提出前に必ずご確認ください。

※その他財団が必要と認めるものについて、速やかに提出をお願いする場合があります。

※受給候補者のうち、令和9年4月に大学に入学した場合は、大学の在学証明書を提出していただきます。

(2) 提出方法

申請者本人による直接持参(受付時に申請書類の内容について確認をしますので、必ずご本人がお越しください。)又は郵送による。郵送の場合は、簡易書留郵便にて送付し、受付期間中に届くようご注意ください(必着)。

(3) 受付場所

逗子市役所5階 教育部教育総務課(逗子市渡邊利三奨学金財団事務局)

(所在地・送付先 〒246-8686 逗子市逗子5-2-16)

電話 046-873-1111(代) 内線511・512

(4) 受付期間及び時間

令和8年8月3日(月)～令和8年9月18日(金)

午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日及び正午～午後1時は除く。

※書類に不備や不足があった場合は受付できませんのでご注意ください。

5. 併給について

他の給付型奨学金との併給はできません。併願することは可能ですが、本奨学金を受給する場合は、他の給付型奨学金の受給について、辞退する必要があります。ただし、日本学生支援機構などによる貸与型奨学金や授業料減免制度との併給は可能です。

6. 選考について

応募いただいた申請書の小論文をもって選考を行います。本奨学金制度の趣旨に即し、国内外を問わずリーダーとして活躍したいという高い志を持っているかについても評

価の基準とします。なお、ひとり親家庭や生活保護を受給している家庭は選考の過程で優遇します。

決定・支給までの日程は以下のとおりです。

- (1) 募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年8月3日～9月18日
- (2) 書類選考・受給候補者決定・・・・・・・・令和8年10～11月中
- (3) 受給者決定・・・・・・・・・・・・・・・・令和9年4月下旬～5月上旬
- (4) 口座情報等提出期限・・・・・・・・・・令和9年4月下旬～5月上旬
- (5) 前期(4月～9月)分口座振り込み・・・・令和9年5月中

※(2)～(5)については、応募状況等により日程が変更になる場合があります。

7. 奨学金の継続について

本奨学金は、学年末までの成績がGPA3.0以上を満たすこと等を条件とし、大学の正規の修業年限を修了するまで継続して支給します。継続の際には指定の期日までに、奨学金給付継続申請書に成績証明書や世帯内で所得のある者全員の、当該年度の課税(非課税)証明書等を添付し提出していただきます。

提出された書類により、当該学年の成績が基準を満たさないとき、又は同一世帯の所得が申請資格の基準を満たさないときは、当該年度限りで奨学金の支給を打ち切ります。

8. 奨学金の中止・返還について

受給者が、「7. 奨学金の継続について」の条件を満たさなくなったほか、次のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を打ち切ることができるものとします。

- (1) 逗子市内から転居した場合(「2. 申請資格」但し書きに該当する場合は、父母等が転居した場合とする。)
- (2) 退学又は除籍となったとき
- (3) 停学又は留年したとき
- (4) 奨学金の支給の目的を達成する見込みがなくなったとき

また、受給者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月分までに相当する奨学金の支給を休止する。

偽りの申請その他不正の手段により奨学金の支給を受けた場合又は、上記の場合において、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還していただきます。

9. 認定証授与式について

奨学金を受給している間、奨学金受給者認定証授与式には、毎年出席していただきます。授与式は例年6月末頃に開催しておりますが、都合により開催時期が変更となる場合があります。

10. 成果報告等

受給者は、在学中及び大学卒業後、財団の求めに応じ、大学進学の結果等を発表するなど、財団の事業に協力していただきます。

■■ 奨学金に関する問い合わせ先 ■■

逗子市教育委員会教育部教育総務課

046-873-1111(代) 内線 511・512